



■各交付種別について

地籍情報の交付に係る各図面等の取扱いについて、次のとおりとします。

(1) 地籍図面

指定した範囲の土地の形状を確認できる図面であり、集成図もこれに含まれます。

(2) 一筆図

対象となる1筆の土地について、筆界点座標値を付した図面であり、地籍調査成果の筆界点座標値もこれに含まれます。地籍調査事業による図郭の関係上、交付する成果簿の写しが2枚以上になる場合においては、1枚として取扱います。

(3) 航空写真図

空から撮影された写真を組み合わせて作成された図面です。建物や樹木、隣接地との位置関係等を確認する場合に利用されることが多いです。この情報に地籍図(地図情報)は含まれませんので、必要な場合は別途申請が必要です。

(4) 基準点情報

基準点は主に測量等で必要となる情報です。地籍調査事業の成果及び地籍情報管理システムに登録された基準点を指し、1路線を目安とした範囲で出力した情報を1件とします。基準点網図については、地籍調査事業の成果簿を参照することとし、1路線を1件とします。

(5) 地籍図データ(SIMA, shp等)

地籍情報管理システムから出力される特殊な形式の電子情報です。一般的な電子媒体(パソコン, スマートフォン等)で閲覧が可能なPDF等とは異なります。出力数50筆までを1件とします。

(6) 基準点情報(SIMA等)

地籍情報管理システムに登録されている基準点を対象とした特殊な形式の電子情報であり、一般的な電子媒体(パソコン, スマートフォン等)で閲覧が可能なPDF等とは異なります。出力数50点までを1件とします。